

「日本の種子(たね)を守る会」会則

制定 2017 年 7 月 3 日

2018 年 7 月 4 日 改正

2019 年 7 月 6 日 改正

(名称)

第 1 条 本会は「日本の種子(たね)を守る会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、日本の種子を守る活動の展開および支援、並びにその目的達成に必要な活動を行う。

(会員)

第 3 条 本会の趣旨・目的に賛同する者を会員(正会員・賛助会員)とし、会員から会費を徴収する。会費は個人会費(一口 2,000 円/年)、法人会費(一口 20,000 円/年)とする。

(会計年度)

第 4 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(役員)

第 5 条 本会に、会長 1 名、副会長 2 名、幹事(うち幹事長 1 名、常任幹事 20 名以内)、顧問、および監事 2 名を置く。役員任期は 1 年とする。

(会員総会)

第 6 条 本会は、原則として会員総会を年 1 回開催し、以下の事項について審議・決定する。

- (1) 会長、副会長、幹事長、および監事の選任
- (2) 事業計画・事業報告および予算・決算の承認
- (3) 会則の改廃など

(役員会)

第 7 条 必要に応じて役員会・幹事会・常任幹事会を開催する。

(事務所)

第 8 条 事務所を 〒107-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-3 ISP タマビル7F 日本社会連帯機構に置く。

(会の設立および会則の施行)

第 9 条 本会は、2017 年 7 月 3 日に設立し、同日からこの会則を施行する。

以上